

津幡町災害弱者緊急通報システム事業

「自宅でなにかあった時、助けてくれる人を呼べるだろうか？」
「救急車で運ばれたとき、すぐに家族に連絡を取ってほしい！」
「一人暮らしはなにかと不安で、いつも相談できる人がいると助かるのに。」
「離れて暮らす母、父に何かあったら心配！」

このような不安を抱える一人暮らし高齢者等やご家族様等にお応えするのが、津幡町災害弱者緊急通報システム事業です。

サービス内容

①緊急通報対応・健康相談対応

ご利用者からの通報を立山相談センター(富山・埼玉)にて24時間365日常駐している看護師や介護士等がお受けし、状況に応じてご家族や協力員様に連絡。必要に応じて救急車の出動を要請致します。また、普段の悩み相談や健康上の相談などもお受け致します。

②火災通報対応

火災センサーが異常を検知した場合、自動で本体が通報を行いご利用者の安否確認及び状況に応じて消防車の出動を要請致します。

③安否通報対応

ご利用者の動きが少ない場合、自動で本体が通報を行い立山相談センターにて安否確認を行い、状況に応じてご家族や協力員様等に連絡、救急車の出動を要請致します。

④お元気コール

立山相談センターから月1回、ご利用者宅へお電話し健康状態等を確認致します。

対象者・費用

■利用対象者

1. 75歳以上のひとり暮らしの方
2. ひとり暮らしの障害者で身体障害者手帳1級若しくは2級又は療育手帳Aの方
3. 要介護(要支援)認定の判定を受けたひとり暮らしの方で、調査結果における認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ、Ⅲ又はⅣの方
4. 75歳以上のみの世帯で要介護(要支援)認定を受けた方
5. 75歳以上のみの世帯で身体障害者手帳1級又は2級の方
6. 75歳以上のみの世帯で療育手帳Aの方

■利用料金

“無料”

通信料等はご利用者負担となります。

使用機器



緊急通報装置本体

電話機の横等に設置し、助けを呼んでほしい時、救急車が必要な時、健康相談したい時に使用。受話器を持たずにそのまま立山相談センターのスタッフとお話ができます。

(※別途固定電話回線が必要となります。)



ペンダント型送信機

ボタンを押すと自動で立山相談センターへ通報する装置です。家の中どこでも持ち運びが可能です。お風呂場でも使用する事ができます。



人感センサー

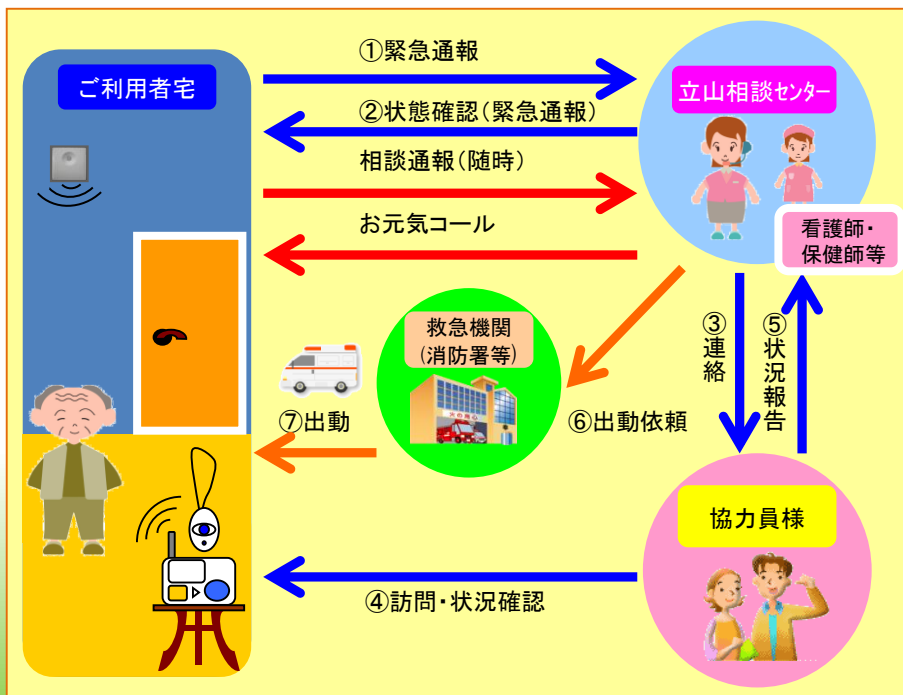
居間や寝室、玄関等の天井に設置し、1日の活動量が少ない場合に自動で通報する装置です。

*カメラではありません。



火災センサー

煙感知式火災警報器が異常を感知すると自動で立山相談センターへ通報する装置です。



緊急時の対応方法

- ①立山相談センターで緊急通報を受信。
- ②ご利用者の状態確認。
- ③安否の確認が出来ない場合、協力員様へ訪問確認を依頼。
- ④協力員様が訪問。
- ⑤協力員様からの状況報告。
- ⑥緊急の場合、必要に応じ救急機関へ出動依頼。
- ⑦救急機関が出動します。

※③④⑤は、ご利用者本人に連絡が取れない場合に行います。



津幡町役場 福祉課

〒929-0393 石川県河北郡津幡町字加賀爪二3番地

TEL:076-288-2458/FAX:076-288-4354